

減免の対象となる自動車の条件

岡山県

身体障害者等の状況		自動車の所有(取得)者	自動車の運転者	使用目的
①	身体障害者	18歳以上	原則として本人(注1)	本人 特に問わない
		18歳未満	本人又は 生計を一にする者	生計を一にする者 生計を一にする者 身体障害者の通学、通院、通所又は 生業のために専ら使用すること(注2)
②	精神障害者	本人又は 生計を一にする者	本人	特に問わない
			生計を一にする者	精神障害者の通学、通院、通所又は 生業のために専ら使用すること(注2)
③	知的障害者	本人又は 生計を一にする者	本人	特に問わない
			生計を一にする者	知的障害者の通学、通院、通所又は 生業のために専ら使用すること(注2)
④	戦傷病者	本人	本人	特に問わない
		本人	生計を一にする者	戦傷病者の通学、通院、通所又は 生業のために専ら使用すること(注2)

減免の対象となるのは、身体障害者等の方1人につき自家用自動車1台です。なお、軽自動車税環境性能割は県で減免の申請を受け付けていますが、軽自動車税種別割については住所地の各市町村にお尋ねください。

注1. 身体障害者の方が18歳未満の時から減免を受けていた自動車については、その自動車に限り、生計同一者の所有のままでも減免を継続できます。

注2. 「身体障害者等の通学、通院、通所又は生業のため専ら使用する」とは、週1日以上又は月4日以上継続して(今後6か月以上) 当該身体障害者等のために、上記使用目的のため使用することをいいます。